



さるま^{58/6}

第 308 号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社

進んできまりを守り

明るく平和なまちをつくります。

(帆立稚貝放流)

佐呂間町民憲章

第2次廃止対象ローカル線

湧網線をみんなで守ろう

私たちにとって湧網線は、かけがえのない足であり、更に強力な運動を実施し政府にアピールするとともに世論を喚起して、路線を死守するため沿線住民の総決起大会をはじめハガキ運動等を展開致しますので、皆さんの積極的な参加とご協力をお願いします。

湧網線が第二次廃止対象ローカル線として選定されました。

昭和十一年、湧網西線(佐呂間～中湧別間)湧網東線(網走～常呂間)、昭和二十八年全線開通以来国鉄湧網線はわたしたちの重要な足として、住民の生活、地域の発展に大きな役割を果たしております

しかし国鉄は、湧網線を第二次特定地方交通線に選定し、六十年代末までに廃止しようとしています。このままでは「鉄道のない町」となってしまう。

二九、四〇五名の

署名が寄せられました。

本町には、町民の代表で組織する「佐呂間町国鉄湧網線問題対策協議会」さらには、沿線の市町で組織する「国鉄湧網線確保対策協議会」があり、湧網線確保に向けて運動がなされています。

この協議会が主体となって実施された存続を訴える署名運動は、沿線住民二九、四〇五名(内本町

五、四五六名)の方々の署名が寄せられ、これは、湧網線の存続が沿線住民にとっていかに大きな問題であり、深い関心を持たれているかを表わしています。

この署名簿は二月に行なわれた中央陳情の際、住民の総意として総理大臣外に渡されました。

六月十六日「湧網線絶対確保沿線住民総決起大会」が行なわれます。



このような情勢の中で、国鉄湧網線確保対策協議会では、六月十六日沿線住民みなさんの参加によ

る「湧網線絶対確保沿線住民総決起大会」の開催を決定いたしました。

この大会は、もう一度湧網線の旅を見直そうと列車を使って行なわれ、沿線市町の住民が本町で合流し佐呂間から網走までを試乗いたします。

この車内で大会が行なわれ、大会では、各層の代表による決意表明、また、全員による決議文の採択等が行なわれる予定です。

さらに、網走へ到着後網走市民

の応援を得て駅前大会が行なわれることになっていきます。

みなさん大勢が参加されますようお願いいたします。

尚、参加を希望される方は、役

場企画調査室企画調査係へ六月十日まで申し込み下さい。

当日の日程については、折り込みチラシをご覧ください。

尚、参加を希望される方は、役

ハガキで存続を訴えよう

また、協議会では決起大会とともにハガキ運動を実施致します。

これは、ハガキで湧網線の存続を訴えるもので、署名と同様みな

さん一人ひとりの名前で出すハガキが大きな力となります。

尚、折り込みチラシ裏面に送付先、例文等詳細が記載されておりますのでご覧ください。

さらに全道・全国大会へと

運動の拡大を

道内の第二次廃止対象ローカル線は、十四路線もの多くが選定されており、管内的に見ても湧網線名寄本線・池北線の三線が選定されております。

さらに第一次廃止対象ローカル線も含めて見てみますと、道内の廃止対象路線は二十二線（一、四五六km）で、このままでは道内国

鉄総延長の約三六%が無くなってしまう、今後の北海道の発展に大きな障害となつてきます。

このような中で、湧網線の存続運動を全国、全道で同じ問題を持つ市町村と力を合わせて、決起大会の実施等も計画する予定です。

乗って守ろう

湧網線！

差があります。

国の廃止基準は全国一律旅客密度一日一キロ当り二十人未満となっており、人口密度の低い本道にとっては承服できないものであります。

湧網線の数値は二六七名（国鉄調査による）と基準と大きな

湧網線の存続のために、町民みなさんが力を合わせ、大いに利用してみんなの湧網線を守りましょう。

町政日誌

5月	さろま湖開発期成会通常総会
2日	議友会役員会
6日	第三回臨時町議会
10日	第三分団消防演習
11日	第一分団消防演習
11日	交通安全車輜パレード
11日	第十八回農業委員会
12日	春の交通安全運動
12日	商工会総会
13日	植樹祭
13日	畑総浜幌期成会総会
17日	例月出納検査
18日	家畜まつり実行委員会
20日	自治会長会議
24日	産業建設常任委員会
24日	地籍調査専門委員会
25日	社会文教常任委員会
26日	佐呂間町老人クラブ連合会総会
27日	第三回寿大学



きごの会議

第三回 臨時町議会

第三回臨時町議会が、五月六日に開会され、条例の改正、補正予算などが議決されました。

条 例

▼条例の改正

●佐呂間町税条例の一部改正

昭和五十八年度地方税法改正に伴い、町税条例の一部が改正されました。

●町民税

●法人均等割の税率の改正

法人の町民税の均等割についてその税率が改正されました。

(昭和五十八年四月一日以降に終了する事業年度に係る法人の町民税について適用)

●同居特別障害者扶養控除の創設
同居している控除対象配偶者又は、扶養親族が特別障害者に該当

する場合には、配偶者控除、又は扶養控除の特例として、二十五万円の所得控除を認める。

●低所得者層に係る所得割の非課税措置及び調整措置の継続

低所得者層の税負担の軽減を図るため設けられた所得割の非課税措置及びこれに伴う調整措置を、昭和五十八年度においても、昭和五十七年度と同内容で継続する。

尚、本条例改正について、詳しくお知らせになりたい方は、役場財政課町民税係までお問い合わせ下さい。

予 算

●昭和五十八年度一般会計補正予算(第二号) 原案可決

一千四百三十一万八千円が追加され、予算の総額が、三十六億三千百五十五万五千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

●特別交付税 一千一五〇万円
●公共育成牧場整備事業費補助金 六六万円
●自給飼料生産総合対策事業費補助金 九三万円

第3回 臨時町議会 町 長 行政報告 (要旨)

◎図書館、児童館の建設について

国の補助の決定を見ましたので現在、開拓資料館を当初計画通り除雪センターの横に移す準備をいたしており、これが完了いたしました後、入札に付したいと考えております。

◎ビートの被害について

町内で、およそ六〇ha位が風の被害を受け、一部、廃耕して、デントコーンを蒔くなど他の作物に転換をする事態になっております。

◎ふ化事業について

サケ・マスふ化事業についてはいろいろ検討をいたしておりますが、非常に技術的に面倒なものが多く、誤でございます。

日本で初めて西興部村が、サケ・マスよりも丈夫なドナルドソン

というマス科の魚のふ化事業を行なっており、町の職員を派遣し調査をいたし、さらに、四月二十三日、議長、漁組々合長と共に、私も実際に見てまいりましたが、成長が非常に早く、食べてみても淡水魚としては大変珍らしく、油がある魚でございます。

これを飼う技術者は、少ない訳ですが、今月中に本町においていただき、出来れば町の特産として開発をすることもよろしいのではないかと考えております。

◎農水産物加工対策について

農協の対応を考えながら取り進めていくということですが、現在、審議が中断されておりますが、四月十七日の農協総会では、大勢として早く行なうべきだという意見が出ております。

四月二十五日の理事会で武田専務が組合長となり早く行なうとすれば、町内の代表者の意見交換を急がなければならず、先般、議長、産業建設常任委員長、農協の組合長、副組合長、参事、漁組の組合長、常務理事の出席により代表者会議を開催し、色々意見をいただき、その際に結論の出なかった未処理の問題が農協、漁組の考え方に沿うようなことであれば、積極的に進めるべきであるとの集約

・図書館図書購入費寄附金 五〇万円

・公共育成牧場整備事業費債 七〇万円

(才 出)

・若佐診療所運営委託料 九四一万円

・若佐歯科診療所運営委託料 二一三万円

・牧野維持管理用作業機購入費 一八五万円

・図書購入費 五〇万円

専決処分

◎昭和五十七年度一般会計補正予算(第十一号)——承認

一千八百八万七千円が追加され
予算の総額が、三十八億四千九百
四十三万円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・一般廃棄物処理施設整備事業費債 七四〇万円

・土地改良総合整備事業費債

△ 九〇〇万円

・若里湖岸道路整備事業費債

二六〇万円

・へき地教員住宅建設事業費債

四〇〇万円

・木工加工施設建設事業費債 五一〇万円

(才 出)

・公有建物購入費 七七万円

・財政調整基金積立金 一千一〇〇万円

◎昭和五十七年度町有林特別会計補正予算(第四号)——承認

二百四十万円が追加され、予算
の総額が、八千二百七十三万五千
円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・公有林整備費債 二四〇万円

◎昭和五十七年度簡易水道特別会計補正予算(第七号)——承認

二百万円が減額され、予算の総
額が、二億七千七百九十八万八千
円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・浜佐呂間簡易水道施設整備費債 △ 二〇〇万円

◎昭和五十七年度一般会計補正予算(第十二号)——承認

八千六百七〇万円が追加され、
予算の総額が、三十九億三千六百
十三万円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・道営土地改良事業費債 八千一六〇万円

・漁港改修事業費債 五一〇万円

(才 出)

・財政調整基金積立金 五千〇〇〇万円

・減債基金積立金 四千三五〇万円

・町債償還利子 △ 三三〇万円

◎昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)——承認

予算総額三千六億一千六百七十
三万七千円に増減ありません。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才出)

・知来教員住宅増築工事 一一〇万円

その他

◎損害賠償の額の決定について

原案可決

佐呂間町は、除雪作業用トラッ
クと営業用ダンブトラックの接触
事故による損害賠償の額を次の通
り決定する。

一、損害賠償の額

がなされました。

その未処理の問題も相手方と話
合いをいたしてあり、今のところ

農協、漁組の意向に沿った方向で
解決がなされる情勢にございます。

なお、農協は、近日中に関係の
委員会、理事会で討議され、ごく

近い内に結論を出すことになって
おりますので、町の態度もまだ完

全に決まっておりますから、所
管の委員会なり議会全体としての

態度を決めていただきたいと考
えております。

◎カラマツの四の字工法について

国の補助は、本町で行なう場合
間違いない交付をするということ
で取り進めてまいりました。

しかし、林協などの意向として
昨年建設した若佐工場の例から見

て、補助事業の場合は、技術公開
等の問題もあり営業上耐え難く、

更に販売の面でも木材の工業協同
組合なども沢山出来ており、補助
金をもらい製品を売る場合、制約
を受けざるを得ません。

また、補助事業では全て新しい
ものを入れなければならない、補助
事業でなければ、建物から機械ま

で自由に中古で良いものを買い、
使えるものは使っても間に合いま

すので、林協の負担を増額しても
補助金をもらわないで行ないたい

ので、町の考え方を聞かせて欲し
いとの要請が林協から私の方と議

会に提出されております。

また、町の補助を余計に出す訳
にはまいりませんが、本年の大き

な懸案の事業でございいますので、
議員協議会等で充分ご審議をいた

だきたいと思っております。

☆

☆

ご意見・ご希望を お寄せ下さい。

議会や議会のうごきに
対するご意見をお待ち
しております。

四三、六六〇円

二、損害賠償の相手方

宮前町

佐呂間トラック株式会社

代表取締役 関 東 勝

参議院通常選挙

投票の方法が変わりました

投票日 6月26日

参議院の選挙制度

参議院通常選挙が六月二十六日午前七時から全国一斉に実施されます。

町選挙管理委員会では、町内有権者の方が棄権することなく、国民の権利を正しく行使されることを望んでおります。

今回の選挙から一部改正が行なわれましたので、充分理解をされまして、投票が無効とならないよう注意して下さい。

○参議院選挙制度の改正について
・全国区が比例代表選挙、地方区は選挙区選挙と名称が変わりました。

・選挙区選挙(地方区)については制度の内容には変わりませんが比例代表選挙(全国区)の内容が改正されました。

○比例代表選挙の改正点

- ・投票は政党名を記載し、個人の名前を書くとは無効になります。
- ・選挙運動は政党が行ない、候補者個人では出来なくなりました。
- ・当選者決定は、各政党の得票数に比例して決定します。

◆有権者

新たに選挙人名簿に登録される

者。

年令要件 昭和三十八年六月二十七日迄に生れた者

住所要件 昭和五十八年三月一日迄に住民登録の転入届の手續をした者。

※昭和五十八年三月二日以降に本町へ転入された方は、前住所地の市町村に選挙権がありますので、前住所地の市町村で投票を行って下さい。

◆不在者投票

(1)不在者投票のできる事由

(イ)投票区の区域外において職務に従事中。

(ロ)止むを得ない用務、又は事故のため投票区の町村区域外に旅行又は滞在中であるとき。

(ハ)疾病・負傷・妊娠・老衰・不具・産褥にあるため歩行が著しく困難であるとき。

(ニ)重度の身体障害者であつて郵便投票証明書の交付を受けている者。

(2)不在者投票の行える期間

六月三日から六月二十五日まで
の間。

毎日午前八時三十分から午後五

時迄(土・日曜日でもできます)

(3)不在者投票を行なう場所

佐呂間町役場(二階)

選挙管理委員会事務局

印鑑を必ず持参してください。

◆開票

六月二十六日(即日開票)午後七時三十分より、町民センター集会所で行ないます。

◆選挙についての不明な点がありましたら事務局までお問い合わせ下さい。

選挙管理委員会事務局

電話二局三三一四番



“サロマ湖を
皆んなで守ろう”

赤潮などの発生要因

リンを含む家庭用合成洗剤の

使用を自粛しましょう

国鉄乗車券は
佐呂間駅で
買いましょう!

(湧網線の利用度を高めるため御協力を)

免除の手続きは

早目に

ただいま、今年度分(昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで)の国民年金保険料の免除申請の受付をしています。

国民年金に加入している人は、

保険料を納めなければなりません。中にはいろいろな事情でどうしても納められない方は届け出をすることによって保険料の納付を免除される

ことがあります。たとえば、夫婦と十八歳未満の子とも二人の家族で給与収入がおむね二〇〇万円以下の場合、免除の対象となります。

国民年金

しかし、免除を受けた方の老齢年金は低額になります。

手続きの方法は、一年間の免除を希望する方は、七月末日まで届け出をしなければなりません。年度途中から納められなくなった人は、そのときに届け出が必要で

免除の手続きをしないで放置していると滞納の扱いとなり年金が受けられない場合もありますので納付困難な方は十分気をつけてください。

なお、免除を受けた期間については、その後、生活に余裕ができたとき、十年前までさかのぼってその当時の保険料の額で納めることができます。「追納制度」があります。

追納した期間は、年金額の計算のときに、保険料納めた場合と同じに計算されます。

免除の手続きなどわからないことがありましたら、役場年金係にお問い合わせください。



忘れては いませんか? 国民年金の加入を

年金制度には、サラリーマンを対象とした厚生年金や各種共済年金などがあるほか、農業、漁業、商業など自営業者を対象とした国民年金制度があり、国民は、いずれかの年金制度に加入することが義務づけられています。



あなたは、年金制度に加入していますか?

国民年金は、農林漁業、サービス業などの自営業者とその家族のための年金制度で、加入者が老齢になったり、障害者になったり、母子世帯になったときに年金を支給する制度です。

加入対象者は、二十歳以上六十歳未満の人で、他の年金制度に加入していない農業や漁業に従事し

ている人、商店など自営業に従事している人は、必ず加入しなければなりません。また、サラリーマンの奥さんや他の年金制度から年金を受けている人とその奥さんは希望により加入することができ

ます。さらに、いままで厚生年金や共済組合に加入していた方で、会社などを辞めた方は、引き続き国民年金に加入しなければなりませんので、加入手続きを忘れないようにしてください。

手続きは、役場年金係でおこなってください。

税のしるべ

● 贈与と税金

贈与税は、個人から財産をもらった人にかかる税金です。

贈与税の計算は、その年の一月一日から十二月三十一日までの一年間に、贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除額六十万円を差し引き、その残額に税率を掛けて計算します。

婚姻期間が二十年以上の夫婦間で、居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件に当てはまれば、基礎控除額の六十万円の

ほかに、配偶者控除として最高一千万円までが控除されます。この控除は、一生に一度しか受けることができます。

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十五日までに、贈与を受けた人の住所地の税務署にすることになっています。

なお、御不明な点等ありましたらお気軽に北見税務署(23-7151)か、税務相談室(31-2700)に御相談下さい。

今月の納税は

町道民税(一期)です

今月も忘れずに納税して下さい

～6月25日～

まちの話題

交通事故死ゼロ

三、〇〇〇日を達成
～浜佐呂間地区～

交通安全は、全町民の願いであり、各関係機関、町民が一丸となって取り組みを進めています。この度、浜佐呂間では自治会ぐるみで交通安全活動に力を入れ念願の事故死ゼロ三、〇〇〇日の目標が達成され、五月七日に記念行事が行なわれました。



浜佐呂間地区では、昭和四十九年十月十日に死亡事故が発生して以来、死亡事故は全く無く、昨年の十二月二十九日で念願の交通事故死ゼロ三、〇〇〇日の目標を達成し、この度、記念行事として、浜

佐呂間小学校五・六年生による鼓笛パレードや街頭検問などが行なわれました。



今後も住民が互いに協力し、交通安全対策に取り組むことを確認し、次の目標を五、〇〇〇日に設定(昭和六十三年六月二十一日)しました。

緑豊かなまち作り

～植樹祭～

好天に恵まれた五月十三日、共立の町有林内で本年度の植樹祭が行なわれました。

今年、アカマツ六〇〇本を案小学校の生徒さん二〇名を含む一八〇名で植樹しました。

植樹祭は、緑化思想の普及と植栽木の成長を祈念して例年行なわれており、過去植樹された木は順

調に成長しており、今年のアカマツも大きく育つようあたたく見守って下さい。

また五月六日北区の民有林でゴミ焼の火が引火し山火事が起こるという、残念な出来事がありました。

四月～六月にかけては山火事が発生しやすい時期です。



町民のみなさまには防火に對しより一層のご注意をいただきますようお願い致します。
また、火事の際に消火にご協力いただきましたみなさまに心からお礼を申し上げます。

第26回

公園まつり



五月十五日、佐呂間小公園で、今年で二十六回目を迎えた「さつま公園まつり」が行なわれました。この日は少し肌寒い天候ではあ

りましたが、テント市、餅まき、バザーなどに大勢の人達でにぎわいました。
又、今年、浜佐呂間のアマチュアバンド「ディア・フレンド」による演奏で、のど自慢大会も行なわれ、大へん好評でした。



交差点

▶昭和58年交通事故発生状況

(5月末現在)

発生件数	8	(2)
死者	0	(0)
負傷者	14	(2)

()内57年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日 昭和58年9月3日

5月末現在 205日です。

▶昭和57年度交通安全標語入選作

たしかめよう 左右の安全 目と耳で

(知来小 小林 美紀)

つなぎましょう小さな子供の小さな手

(若佐小 山下 智喜)

君からやろう安全運転

(若佐中 山下真由美)

1ha(約1町歩)以上の土地を 売買するときは届出が必要です

- 1ha以上の山林等を売買するときは、契約する6週間前までに届出が必要です。
- 1ha以上の土地に開発行為(宅地等の造成)をするときは、許可が必要です。
- 上記の届出または、許可を受けないで行った売買および開発行為は処罰されますので注意して下さい。
- 届出または、許可申請は役場企画調査室が窓口です。(電話 2-3311)

届出等のあらまし

法律(条例)の名称	法律(条例)の目的	許可又は届出が必要な場合	届出または許可の方法	罰 則 規 定
国土利用計画法	・土地取引の規制調整を図り計画的な国土の利用をはかる。	・1団地1ha以上の山林、原野、宅地等の土地を売買するとき。 ※1団地1ha以上の土地を計画的、継続的に売買するときは1回の売買する面積が1ha以下でも届出が必要です。 (農地法に基づく農用地の売買は届出の必要がありません。)	知事に届出 申請人 届出↓ 町 経由↓ 知事	(1)届出しなかった者は6ヶ月以下の懲役又は、30万円以下の罰金 (2)届出してから6週間以内に売買契約をした場合20万円以下の罰金
北海道自然環境等保全条例	国土の無秩序な開発を防止する。	1団地1ha以上の土地に次の開発行為をする場合。 ・ゴルフ、スキー場の建設 ・遊園地の造成 ・宅地の造成 ・土石の採取(砂利採取法の許可を除く)	知事に許可申請 申請人 申請↓ 町 経由↓ 知事	(1)本条例に違反した場合は6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金

上記のほか土地の売買または利用に関しては農地法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法などの規制がありますのでご留意下さい。

たばこは町内で
買いましょう



守ってますか
喫煙マナー

日本専売公社

第5回

町民大運動会

8月21日(日) 雨天順延

お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

料理飲食等消費税と 公給領収書

皆さんが、料理店、カフェ、バー、飲食店、旅館などを利用したとき、その飲食、宿泊料金に対して一〇%の料理飲食等消費税がかかります。

ただし、飲食店などの利用については、その料金が一定額以下の場合に免税（免税点）になります。

この免税点が昭和五十八年一月一日から、次のように引き上げられました。

●飲食店等の免税点、一人一回の飲食料金二千五百円（改正前二千円）

●旅館・ホテル等の免税点、一人一泊二食の料金五千円（改正前四千円）

店の経営者は、税金を受け取ったしるしとして公給領収証を発行することになっています。

必ず受け取りましょう。
(網走支庁)

交通事故のご相談は お気軽にどうぞ！

交通事故で、お困りの方へ専門の相談員が無料で相談に応じておりますのでご利用下さい。

▽時間 午前九時三十分から、午後四時三十分（平日）

土曜日は正午まで

▽弁護士相談日

毎週水曜日午後一時～四時

▽場所

旭川自動車保険請求相談センター
一六六・二二・四二八五

明るく住み良い 社会づくりに貢献

人権擁護委員会

日本国憲法が、基本的人権を保障していることは皆さんはすでにご承知のことと思います。

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としている方がおります。

それが人権擁護委員です。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されどこの市町村にもおります。そして、人権侵犯事件の調査処理や人権思想の啓発活動に当たるとともに、人権問題をはじめ皆さんの身近な生活上の諸問題についての相談相手となり、こうした活動を通じて互いに人権を尊重し合う、明るく住みよい社会づくりに奉仕しております。

佐呂間町の人権擁護委員は次の方です。

幸 町 山内 和さん
浜佐呂間 尾上 章さん

昭和五十八年度 銃砲刀剣類 登録審査会実施

登録審査会実施

銃砲刀剣類所持等取締法第十四条の美術品若しくは骨とう品として価値のある銃砲刀剣類を所持している方は、登録審査を受けられるようお知らせ致します。

▽開催日時及び会場

●十月二十日 十時～十四時三十分
札幌市中央区北三条西七丁目
道庁別館八階一号会議室

●十二月二十日 十時～十四時三十分
旭川市六条十丁目
上川支庁四階大会議室

事件事故 見たら 聞いたら 一一〇番

一一〇番は、警察に事件事故の発生を緊急に知らせる電話です。

事件事故に「あつたり」、事件事故を「見たり、聞いたら」すぐにダイヤル一一〇番して下さい。

一一〇番は、早ければ早いほどよい効果がありますので、落ち着いて正しくかけることが大切です。

☆一一〇番は、あなたの声の交番です。

☆まよわずすぐに一一〇番
☆一一〇番に知らせることががら

・何が あつたのか
・いつ、どこで
・どんなことが

・犯人は
・犯人が逃げた方向と手段
・被害者の状況

・あなたの住所と名前
・あなたのかけている電話番号、
事件事故との関係

☆一一〇番は緊急通報用の電話です。
(遠軽警察署)



(北海道教育委員会)

第12回

サロマ湖観光まつり

7月30・31日 幌岩キムアネップ岬



ぼくとわたしの作品

今月は、知来小学校のおともだちの作品を紹介します。

放送

五年

森 和幸

五年 森 和幸

力強く書いています。
方向やバランスがとれると一層よくなります。

計画

六年 小林明美

六年 小林 明美

手本をよく見て書いています。
始筆、終筆がよくできています。



一年 沢田 由美

「チューリップ」
いもうとど、なかよくチューリップをながめているようですが、よくえがかれています。



二年 辻岡さゆり

「こいのぼり」
すみきつた青空、げんきにおよいでいるようですが、えがかれています。

ベビーフェイス



永代町

森 田 正 志 さん

二男 祐 次 郎 ちゃん

昭和五十七年三月一日生

一男の祐次郎です。

俳優みたいな名前なので皆んなにすぐ覚えられます。
外に行くのが大好きで、お母さんが上着を着ると言葉にならない声で「ウウー」とおねだりします。

最近では、お兄ちゃんとおもちゃの取り合いをする程ヤンチャになりました。
このまま、元気な良い子で育ってほしいと思っています。



共 立

紙 西 信 之 さん

長女 咲 奈 絵 ちゃん

昭和五十七年十二月二日生

家中の人気のもの、咲奈絵です。

まだ、話せる言葉は少ないけれど、大好きな外へ出ると咲奈絵語で一生懸命牛や犬に話しかけています。

愛嬌の良いのがとりえで誰にでも笑顔で近づいてきます。ただ、眠たい時の機嫌の悪いには、こまってしまいます。

このまま、元気で思いやりのある子に育ってほしいと願っています。



あなたの赤ちゃんを紹介します

「ベビーフェイス」のコーナーでは、町内の赤ちゃんを紹介しています。

あなたの赤ちゃんを、町広報紙に掲載しますので、どしどしご応募下さい。

このコーナーで募集しているのは、おおむね二才までの赤ちゃんです。

応募される方は、赤ちゃんの写真一枚を添え、親及び赤ちゃんの名前（赤ちゃんの名前にはふりがなをつけて下さい）と赤ちゃんの生年月日、続柄、生まれてからのエピソードやユニークな話題を簡単（二五〇字程度）にまとめてお送り下さい。

掲載後、写真は必ずお返し致します。

宛先

役場企画調査室 広報係まで



工事請負契約入札結果を公表

町では、五十八年四月一日以降指名通知する工事から次のとおり入札結果を公表することになりました。

一、公表の対象とする工事

町が行なう建設工事のうち、指名競争入札によるもの。

二、公表の内容

(1) 指名業者

工事名、工事場所、入札執行日時及び指名業者名とする。

(2) 入札結果及び経緯

工事名、工事場所、入札執行日時、入札業者名及び各回の入札金額(但し、落札金額が五千円未満の工事については入札金額を省略する)

三、公表の場所

契約担当課

四、公表の期間

(1) 指名業者名

指名通知書発送後から入札執行日まで

(2) 入札結果及び経緯

入札執行後公表し、当該公表日から一ヶ月間。

五、公表の方法

(1) 公表は書面を閲覧する方法とします。

(2) 閲覧に供する書面は、指名業者一覧表及び入札結果一覧表とします。

(3) 閲覧場所には、閲覧簿を備え付け所定の事項を記入させるものとします。

六、施行日

昭和五十八年四月一日以降指名通知する工事からとします。

家畜まっぴら



ご寄付

ありがとうございます

▼ 香典返しを廃して

● 社会福祉協議会へ

(亡父芳治さん)

帆 岩 山本 耕市さん

(亡母おとさん)

東 梶 勇次郎さん

(亡母りそさん)

栃 木 上村 亀三さん

(亡妻キクさん)

宮前町 近藤 宣和さん

(亡二男豊さん)

知 来 芹沢 信雄さん

● 栃木老人クラブへ

(亡母りそさん) 上村 亀三さん

▼ 全快祝を廃して

● 社会福祉協議会へ

仁 倉 岡田仙太郎さん

知 来 大山やす子さん

浜佐呂間 林 貞夫さん

浜佐呂間 小林 久男さん

● 浜佐呂間中学校へ

浜佐呂間 林 貞夫さん

● その他

● 富武士保育所父母の会へ

富武士 阿部与志輝さん

● 特別養護老人ホームへ

永代町 榎本 悦子さん

知 来 大山 幸夫さん

浜佐呂間 加藤 鐘雄さん

津別町 松村 利則さん

富武士 つくし 会

農協 婦人部 栄 支部

日本専売公社北見営業所

佐 呂 間 民 謡 友 の 会

〈 慰 問 〉



水町吟社

七月例題「日 傘」 「田草取」
八月例題「キャンプ」 「打水」

第6回

家畜まつり

6月18・19日

☆ 佐呂間家畜市場 ☆

私たちのまち

(前月比)

人 口 8,601 (-10)

男 4,183 (-3)

女 4,418 (-7)

世帯数 2,604 (-3)

5月31日現在